

鹿島建設株式会社第47回無担保社債 (サステナビリティボンド)の引受けについて

今般、みずほ証券株式会社（取締役社長：浜本 吉郎）は、鹿島建設株式会社が発行するサステナビリティボンド（以下「本サステナビリティボンド」といいます。）の引受主幹事を務めましたので、お知らせいたします。

本サステナビリティボンドで調達された資金は、SEP（自己昇降式作業台）型多目的起重機船（SEP 船）の建造資金、シンガポールにおいて建設中の The GEAR の建設資金および The GEAR における R&D（研究技術開発）に要する施設・機器の設置購入資金ならびにこれらのリファイナンスに充当する予定です。

鹿島建設株式会社は、本サステナビリティボンドの発行のために「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021年版」^{※1}「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2021年版」^{※2}「サステナビリティボンド・ガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2021年版」^{※3}環境省の「グリーンボンドガイドライン2020年版」^{※4}および金融庁の「ソーシャルボンドガイドライン2021年版」^{※5}に即したサステナビリティボンドフレームワークを策定し、その適合性について株式会社格付投資情報センターからセカンドオピニオンを取得しています。また、第三者評価の取得にあたり、環境省の令和3年度グリーンボンド等促進体制整備支援事業の補助金交付対象となっています。

当社は、社会と〈みずほ〉の持続的な発展に向けて、金融機関として貢献すべき取り組みを積極的に推進しており、資本市場における SDGs 債の専門的な情報収集・お客さまの SDGs 債ストラクチャリングを支援するため、2017年にサステナブル・ファイナンス・デスク、2019年にサステナブル・ファイナンス室を設置しました。また、環境金融における専門性を高めるため、グリーンボンドの認証制度および気候変動対策投資を推進する国際 NGO である Climate Bonds Initiative^{※6} とパートナー契約を締結しています。その後2021年から、これらの取り組みをさらに強化・拡大するため、サステナビリティ推進部を新設しています。

これらの取り組みにより、当社はサステナビリティボンド等の引受けなど、さまざまなお客さまの SDGs 債の起債を支援し、ストラクチャリングなどを通してお客さまの社会貢献への取り組みを全面的に支援しています。

当社は、日本の円建て債券市場でトップティアの取引シェアを確保しています。また、海外市場では、お客さまのさまざまなニーズに応えるためのクロスボーダー債券取引を強化し、実績も着実に増加しています。

当社はグループの総合力を活用し、今後もお客さまの金融取引を通じた社会貢献への取り組みをサポートし、SDGs 債をはじめとする債券の引受けを一層推進し、最良のサービスを提供してまいります。

以 上

- ※1 国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドライン。
- ※2 ICMA が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドライン。
- ※3 ICMA により策定されているサステナビリティボンドの発行に係るガイドライン。
- ※4 グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が 2017 年 3 月に策定・公表し、2020 年 3 月に改訂したガイドライン。
- ※5 ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、発行体、投資家、その他の市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考となるよう、いわゆる先進国課題を多く抱える我が国の状況に即した具体的な対応の例や解釈を示すことで、ソーシャルボンドの社会的な効果に関する信頼性の確保と、発行体のコストや事務的負担の軽減との両立につなげ、我が国においてソーシャルボンドの普及を図ることを目的に、金融庁が 2021 年 10 月に策定・公表したガイドライン。
- ※6 ロンドンに拠点を置く国際的な組織で、100 兆円の債券市場を気候変動対策のために活用することを目的とし、低炭素・気候耐久経済への迅速な移行のために必要なプロジェクトや資産への投資を促進する活動を行う。